

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成29年12月12日（火）

保健福祉センター 1階集団指導室

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 平成29年度白井市学校職員の人事異動について

議案第2号 白井市教育資金利子補給交付要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第3号 教育委員会組織の見直しに伴う新設課の名称について

7. 協議事項

協議第1号 教育委員会組織の見直しに伴う白井市教育委員会行政組織規則等の一部改正について

協議第2号 白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針について

協議第3号 白井市学校体育施設開放事業に係る見直し方針について

8. 報告事項

報告第1号 平成29年度教育費補正予算（第3回）について

報告第2号 平成29年度教育費追加補正予算について（七次台小学校図書室増築及び校舎一部改修工事）

報告第3号 西白井複合センターにおける駐車場の整備について

報告第4号 大山口中学校の新図書室の名称の決定及び教育委員会内部の内覧会の実施について

報告第5号 学校施設の長寿命化計画の策定について

報告第6号 白井第二小学校小規模特認校について

報告第7号 「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づく補助金の見直しについて

報告第8号 白井市行政経営改革実施計画の策定について

報告第9号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

9. その他

・各課の行事ほか

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

○欠席委員等

委員 高倉 聡子

○出席職員

教育部長 染谷 敏夫

教育部参事 吉田 文江

教育総務課長 岡本 和哉

生涯学習課長 川上 清美

文化課長 山本 敏伸

書記 中村 秀樹

書記 品川 太郎

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 これから平成29年第12回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の12月定例会の日程につきましては、当初12月6日というふうになっておりましたけれども、市議会の日程の都合上、本日に変更せざるを得ない状況になったため、変更させていただいております。

本日の出席委員は3名でございます。欠席委員は高倉委員1名でございます。教育長の私を合わせますと、本日の出席は合計4名となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものといたします。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

小林委員と川嶋委員に署名をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○小林委員 はい。

○川嶋委員 はい。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3、前回会議録の承認。

前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員報告

○井上教育長 4、委員報告。

委員報告を行います。各委員の皆様方からよろしくお願いいたします。

○小林委員 では、研修会について二つほどご報告いたします。

11月10日に印教連の研修会がありまして、午前中は栄特別支援学校に行きまして、新しく栄東中から改築した学校ですけれども、きめ細かい指導をしております、いろいろ特徴はありますけれども、特に地域とのかかわり、給食に使う農産物を近くの農家から仕入れているとか、いろいろな地域ならではの工夫をしております。卒業後の進路等の問題も持っていますけれども、非常に一生懸命頑張ってやっております。お昼を白井のはな膳でとりまして、午後は白井のJRAの競馬学校に行きました。ここは専門学校でありますけれども、在校生も1年8人、2年が7人、3年が3人という少数精鋭の学校で、特に体重制限も厳しく、この体重を超えては絶対にいけないという厳しい生活の中で生徒さんが一生懸命にやっている姿、普段は見られない、そういうことを学ぶことができました。

それから二つ目、11月13日の月曜日に、これは千教連の研修で教育長教育委員会の研修会です。これは、新しい指導要領に向けましてのいろいろな説明と教育委員の心構えといいますか、そういうものを学ぶことができました。特に主体的、対話的、深い学びというのは基本理念にある学習指導要領で、道徳教育とか外国語教育とか、特徴的なことを改めて確認しました。また分科会では、私は外国語教育のほうにいましたけれども、ここではカリキュラムマネジメントといいますか、時間の設定の仕方ですね、短い時間を継ぎ合わせるのか、それとも続けてやるのかというような問題点がありますけれども、その辺のところ、またALTを指導する主任ALTのような存在も設定して、できるだけきめ細かい指導をしていこうという、そういう姿勢はわかることができました。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○川嶋委員 幾つか報告させていただきます。

11月の15日、西八千代調理場を見学させていただきました。こちらは学校給食共同調理場運営委員会さんに同行させていただいた研修となっていました。アレルギー対応食についての研修ということと委員会の委員の任期満了に伴うメンバーの入れかえもあったためか、2度目の見学というふうになりました。見学内容としましては、前回と同様でした。運営委員会で事前に伺った質問等につきましては、早々に回答として資料を提供していただいたようで、大変手厚い対応をしていただいたことに感謝するとともに、白井市でもそのように今後、他市町村への対応をしていただきたいなというふうに思いました。私としましては、他の研修のときに、印西のコスモスキッチンにお邪魔して、試食もさせていただいたのですけれども、やはり学校給食共同調理場運営委員会委員さんにも、いろいろな他の調理場にも、視察研修という機会があったらいいのではないかなというふうに個人的には感じました。

続きまして11月20日、そして12月4日、中木戸公園競技場広場放課後子ども教室へコーディネーターとして行ってまいりました。冬季は15時よりオープンしまして、日没前に終了ということになっており、16時30分ぐらいには終了というふうにしております。15時よりオープンといたしましても、児童は一旦家に帰らなければなりませんので、実質広場で遊べる時間は1時間もないよう

な状況の中、日が短いというのものもあるし、寒いというものもありますので、子供の参加数が激減しております。先週は来ていないような状態でした。また子供たちはほぼ自転車で来ますので、ライトがついている自転車なのかしらとか、やっぱり母親としてはとても気になるところです。1月からの実施、どういうふうにするのか検討していかなきゃいけないというふうに思うのですが、実際、対象の3校から遊びに来てくれるのは、大山口小学校の低学年二、三人、大体常連なのですが、決まったお子さんが来るという感じです。それ以外は、外部のデイサービスの団体の利用者さん。この利用者さんというのは、白井市内の幼児から高校生まで幅広い事業所のようなのですが、職員の方がそこに二、三人ついてくるといった形で参加してくれていますので、データとして最終的に出る数字というのは、毎回20人は参加しているというような感じでは出てはいますが、実際、参加してくれるというのはありがたいことではあるのですが、対象3校ではないところが大半というところで、ちょっと本来の意図と少しずれてきているのかなというふうにも感じますし、かなり大きなお子さんなので、野球をするとかなりボールであるとか飛んできますので、そこでの兼ね合いがちょっと難しいなというふうには感じています。今後、ちょっと検討していかねばならない課題だなというふうに感じています。

続きまして、12月2日、白井市民文化祭授賞式に参加させていただきました。今年は議会の関係で会場が大ホールということで、児童生徒はもちろん保護者の皆様にとっても、大きな壇上での受賞はとてもうれしかったのではないかというふうに思いました。特に低学年のお子さんが賞状を受け取ったときに会場から大きな拍手で、とても素敵な笑顔を見せてくれて、また仕草で喜びを表現している姿は見ていて私もとてもほほ笑ましかったですし、これを機にさらに才能を伸ばしていただけたらいいなというふうに思いました。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○石亀委員 私は、12月7日、桜台中学校の立春式に行っていました。テーマは「ワンアップ」ということで、一人一人が次のステップへということ、中学校2年生の皆さんが実行委員会を立ち上げて、先生方に協力していただきながらの立派な立春式が行われました。生徒の発表として、立志の作文、全員が書いて文集になっているのですが、クラスから代表で2人ずつの作品の発表がありました。その後、卒業式さながらのまま卒業式でもいいんじゃないかというぐらいのステージを使って、1人ずつステージへ上がった決意の言葉が行われました。一つの漢字をボードに書いて上に指し示しながらの漢字の1文字によって、それに関しての自分の決意を言うのですが、今年は自分の名前の1文字を取り上げて、例えば翔、翔けるという漢字、いろいろ今のなかなか読むのが難しいお名前も多いのですが、1文字を取り上げて、親御さんから願いを込めてつけられた名前を取り上げて、自分の決意を述べている姿がほかに印象的でした。そしてその後は合唱「心つないで」というタイトルの合唱を2年生で歌いまして、大変表情も豊かで心打つものがありました。後半は講演会として小笠原流の方がいらして、主に立ち上がったたり、座ったり、挨拶をしたりという基本的な礼儀作法を学ぶということがありまして、こちらは全校の生徒さんが参加されて、これからの生活の基本でもある礼儀作法、挨拶についてということで、有意義な時間を講演会で過ごしているようでした。

もう一つですが、こちらは非公式の行事ではあるのですが、11月24日、印旛郡市内の女性委員

の研修、恒例会がありました。今年は印西市で担当していただきまして、全体で8人、9人、会議と重なっていたりという市町村もあったために8人、9人という人数の参加でありました。印西に豊かな自然もあるということで、弁天川の船での観光というのですか、水の郷、まちめぐりということで、船に乗って市内一部、水際、水沿いの見学をさせていただいて、年中、白鳥がいるということで、本埜村にしか白鳥は来ないのかと思っていたのですけれども、印西の弁天のあたりでは、コブハクチョウというのですか、年中、白鳥がいるということで、大変自然豊かな様子を見せていただきました。

それと今、川嶋委員からもありましたけれども、印西市の給食センター、2学期から中学校に提供されているということなのですが、中央給食センター、コスモスキッチンを見学させていただき、試食もさせていただきました。大変きれいな施設で、特色ある内容で給食センターが機能しているということを実感してきました。

女性委員の研修、非公式ではあるのですけれども、委員さんのメンバーも新旧交代ということで、また新しい世代の方たちが、これからも活躍していかれるのかなという印象です。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○教育長報告

○井上教育長 それでは、5、教育長報告に進みます。

私から教育長報告を行います。

今の委員の報告に重ならないものとして2点。

一つ目が、11月14日に南山小学校で千葉県教育委員会が出演しました学校安全教育公開研究会に参観させていただきました。これは、安全教育をテーマに安全をどのように子供たちに指導するか、教えるかという内容で行われましたけれども、授業としても大変すばらしくて、アクティブラーニングとか、これからの学習指導のあり方もテーマにした授業で、非常にすばらしい授業だったなというふうに私は感じました。

二つ目ですけれども、11月23日に富士センターで行われました世代間交流のドミノ大会を見学させていただきました。これは主に富士地区の方々ですけれども、子供さんから高齢者の方々まで、大体1チームを10人ぐらい、子供さんから高齢者の方々を一つのチームにして、4チームつくってドミノを立てて倒すと。それをいろいろなルールの中で、チームごとの競争だったのですけれども、子供さんと高齢者の方々が非常に協力して、仲よくやられている事業でしたので、世代間交流ということに非常に工夫されたおもしろいイベントだったなというふうに感じています。以上でございます。

今の委員報告、教育長報告につきまして質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第9号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告」について。

このことにつきましては、個人に関する情報であるため、非公開がよろしいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第9号につきましては非公開といたします。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、小林委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

○小林委員 はい。

○井上教育長 それでは、6の議決事項、7の協議事項及び8、報告事項に係る議事の進行について、小林委員によりしくお願いいたします。

○小林委員 それでは、ただいま教育長より指名されました小林でございます。

これより議決事項、協議事項及び8、報告事項にかかわる議事の進行を行いますので、ご協力をお願いいたします。

議案第1号 「平成29年度末白井市学校職員の人事異動について」

○小林委員 それでは、まず6の議決事項でお願いいたします。

議案第1号「平成29年度末白井市学校職員の人事異動について」説明をお願いいたします。

○吉田教育部参事 それでは、議案第1号「平成29年度末白井市学校職員の人事異動について」ご説明いたします。

本案につきましては、平成29年度末白井市学校職員の人事異動について、別添、平成29年度末及び平成30年度白井市小中学校人事異動方針を策定するとともに、本方針に基づき、教育長が代表して人事及び内申事務を行うため、提案するものです。

裏面をご覧ください。

市内小中学校職員の人事異動は、2ページ、3ページでございます千葉県教育委員会平成29年度末及び平成30年度公立学校職員人事異動方針に基づき、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、市民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、もって本市教育の一層の振興に資するよう、次の方針によって行うものです。

- 1、心身ともに優れた人材を確保し、職員の資質向上を図るとともに、教育効果を高め、調和的な学校運営が行われるように適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。
- 2、学校運営の充実、刷新を図るため、管理と指導に優れた適任者の管理職等への配置に努める。
- 3、学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するため、必要に応じて主幹教諭を配置する。
- 4、学校組織の活性化、本市教育の進展に資するため、積極的に新規採用職員を配置する。
- 5、同一校7年及び新規採用より同一校5年勤務する者は、積極的に配置換えを行う。

特に、3番目の主幹教諭についてですが、この主幹教諭につきましては、平成19年の学校教育法の改正に伴いまして設けられた学校における新しい職です。次項の実態や実情に応じた学校の組織運営体制や指導体制の充実を図ることが、この主幹教諭に期待されております。あわせて、これからの学校を支えるミドルリーダーとなる教職員の育成にもつながると考えており、本市では力を入れて進

めております。主幹教諭の配置につきましては、印旛地区においては、本市、大山口小学校を含め12校、印旛地区には配置されております。なお、本年度2名、小学校で主幹教諭の選考が行われましたが、2名とも合格している状況です。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第1号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○石亀委員 教職員の皆さん方は、県採用ということで、基づいて採用されていると思いますが、今回初めて白井市学校職員の人事異動方針案というものが出てきましたが、これが提案されるようになった経緯というか、これがあるかないのとはどう違うのかということをお教えください。それがあつたほうがよりよいという理由をお教えください。

○吉田教育部参事 この人事異動方針につきましては、県の方針を受けまして、先ほどもご説明いたしました。基本の方針を掲げることによって、各学校の学校づくり、魅力づくりに反映されるものというふうにお考えしております。なお、これにつきましては、来年度、人事方針のほうにつきましては、教育委員会議でも提出させていただいております。去年は2月の教育委員会議で提案させていただいております。以上です。

○小林委員 よろしいでしょうか。

ほかに質問ありますか。

では、私から一つ。特に最近職員の資質向上ということが言われますけれども、特にそれを人事配置の中で、白井市として考えていることはありますか。

○吉田教育部参事 職員の資質向上ということは、つまり学校の活性化にもつながると思います。各学校で、5番にもありますが、同一校7年、また新採については5年ということで、力を十分蓄えて上でほかの学校に行つて、さらにほかの学校の職員と高め合つていけるような形の人事異動は、職員にとつても必要であるという考えであります。

○小林委員 はい。わかりました。

ほかにごありますか。

○石亀委員 もう今年の2月にも出されていたということで、ちょっと私の記憶がなくて、大変失礼しました。では、毎年、異動方針が出されているということだったので、来年度に向けてということなのでは、毎年、多少内容が違つているということがあれば、現在の傾向というのですか、子供たちの状況とか学校が抱える傾向に合わせて主幹教諭が派遣されるということで、その中の一つだと思つたのですけれども、どういう方向性というのか、白井の先生方の異動を通して目指す学校像というのですか、そういうものがもし反映される上ということがあれば、そういう内容についてお教えいただければと思います。毎年、練つていかれるということであれば、来年度の主な特色、前の提案審議会にも出たことではあると思つたのですけれども、何かこれというものがあれば、重ねてその経過をお教えください。

○吉田教育部参事 今年度の人事異動方針につきましては、県からの説明がございまして、全体的なものは、昨年度と余り変わっておりません。白井市につきましては、各学校の状況等もありますので、まずは先ほどもお話しとおおり、3番の主幹教諭ですね、主幹教諭のほうがお選考で通つておりますので、ぜひ白井市内の学校にそのまま配置していただいて、より学校運営が円滑に進むように進めていけるといいかなと思います。また、学校によっては年齢のバランス、男女の関係、いろいろあります

ので、各学校、全部が全部できないとは思いますが、それぞれの学校が抱えている課題は、この方針を校長会でも出しましたので、この後、学校ごとにヒアリング等をしていきますので、そこで意見を聞きながら各学校の課題が少しでも良い方向に進むように人事異動を進めてまいりたいと考えています。

○井上教育長 先ほどの石亀委員のご質問と吉田参事の回答で、私が補充させていただくと、今までは人事異動の方針という言葉だったのですけれども、教育委員会議には出していなかったと思います。学校向けに、学校の校長に対して、もう少しこれより細かく注意点等を記載したものを、吉田校長でしたのでらっていたと思いますけれども、実際に人事をする校長に対して出していたので、人事異動方針として大きく白井市としてこうやっていきますよと出したのは、今年の2月ですけれども、ここからということで、これは私の考えも反映させてもらったのですけれども、やっぱり本市も主体になって、もちろん教職員人事は県教育委員会がやっていくのですけれども、県教育委員会に内申しながらやっていくのですけれども、本市としての主体性も大きなところで示したいということで、行ったところでございます。

○石亀委員 わかりました。そこが伺いたかったことでもあります。ありがとうございます。

○小林委員 ほかにご意見ございますか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

○議案第2号 「白井市教育資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○小林委員 続きまして、議案第2号「白井市教育資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」説明をお願いいたします。

○岡本教育総務課長 では、済みません、説明の前に資料の一部修正をお願いします。資料の1ページになります。1枚めくっていただきまして1行目になるのですけれども、白井市教育資金利子補給金交付要綱となっておりますが、申しわけございません、ここは、利子補給金交付要綱の誤りでございます。訂正をお願いします。2行目も同じように白井市教育資金利子補助金となっております。ここも利子補給金交付要綱になりますので、訂正をお願いします。

○小林委員 では、訂正した上で説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第2号「白井市教育資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」ご説明をさせていただきます。

本案は、白井市補助金のあり方の基本方針に基づき見直しした結果、要綱の一部を改正するものになります。

裏面資料1ページをご覧ください。

白井市教育資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示。

資料といたしまして、2ページに新旧対照表を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

第6条中「年」を「年度」に、また「3分の2」を「2分の1」に改めるものでございます。

議案に戻りまして、附則になります。

1、施行期日としまして、この告示は平成30年4月1日から施行するものになります。

2、経過措置になりますが、改正後の利子補給金交付要綱の規定については、この告示の施行の日以降の申請に係る利子補給金について適用し、当日前の申請に係る利子補給金については、従前の利子補給金の例によるものでございます。例というのは融資利率によるものでございます。

説明以上でございます。よろしく申し上げます。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

それでは私から。単純なところなのですけれども、一応この数字ですね。現行の3分の2から2分の1となった理由をお聞かせください。

○岡本教育総務課長 先ほど説明の中でも少し説明をさせていただきましたが、この後、7号で報告をするのですけれども、白井市では、今年の8月に白井市補助金のあり方基本方針を策定させていただいております。この策定方針の中に補助金の交付基準としまして、補助率につきましては、補助対象経費の2分の1以内を基本とするという形で今回定められておりますので、それに合わせて今回補助率を改正したところでございます。

○小林委員 はい。わかりました。

ほかにご質問ございますか。

それでは、この件については、ほかにご意見等ないようですので、議案第2号についてお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

小林委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

○議案第3号 「教育委員会組織の見直しに伴う新設課の名称について」

○小林委員 続きまして、議案第3号「教育委員会組織の見直しに伴う新設課の名称について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第3号「教育委員会組織の見直しに伴う新設課の名称について」ご説明をさせていただきます。

教育委員会の組織の見直しにつきましては、これまでも教育委員会議において協議をし、進めてきたところであり、現在は平成29年第4回白井市議会定例会に組織見直しの一貫としまして、白井市教育センター室設置条例を廃止する条例を提案し、審議をいただいているところでございます。

本日は、平成30年度から新設する課の名称につきまして提案いたしますので、ご審議をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、新設される課が市民の皆さんにわかりやすく、主な担任業務を反映した名称としまして、保護者や児童生徒が気軽に来庁しやすく、また学校教育に関連する業務については、より積極的な展開を図るため2課に分ける予定であることから、新たな事業展開の思いを込めた名称にしたいと考えて選んでいるものでございます。

裏面資料1ページをご覧ください。

教育委員会の組織の見直しに伴う新設課の名称について。

1、新設課の名称としまして、①としまして現在の学校教育課、学務班の業務を引き継ぐ課を学校政策課とするものでございます。

2番目は、現在の学校教育課指導班と教育センター室の業務を引き継ぐ課を教育支援課とするものでございます。

学校政策課につきましては、学務班の業務を引き継ぎますが、学校事務を所掌するだけでなく、学校の設置及び廃止、通学区域及び学校の組織編成などの課、小規模特認校など、魅力ある学校づくりのためにより積極的な政策展開を図ることから学校政策課としたところでございます。

教育支援課につきましては、学校だけではなく、児童生徒や職員、保護者、また地域との学校教育の支援を行うことから教育支援課としたところでございます。

今回、この二つの名称にするまでには、検討を教育委員会の中でも行いまして、学校政策課につきましては、学務課であるとか教育推進課、学務政策課、教育振興課などの案が出たところでございます。また、教育支援課につきましては、指導課のほか、支援指導課や学校支援課などの案も出たところでございます。

検討に当たっては、市民の方が名称を見て容易に業務内容が想像できるか、新たな課を設置するに当たりましては、今後、長く使用する名称であることから発展的な名称にしたいと考えまして、事務局として本案に決定したところで、委員の皆様から広くご意見を伺いたいと思っております。

施行期日については、平成30年4月1日になります。

なお、資料2ページ、3ページには、参考資料としまして近隣他市の学校教育関係課の名称及び今回の組織見直しに係る課、班の組織変更一覧を掲載しているところでございます。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

では、議案第3号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

それでは、この件については、候補が挙げられていた中でこれに決まったということで、特にご意見等なければお諮りしたいと思っておりますけれども。

○石亀委員 名称はすごく出られたということなのですかけれども、これは現在29年、31年に向けてこれから徐々に変えていくということなのですかね。済みません。

○岡本教育総務課長 今回の新しい課名は、平成30年4月1日、年明け30年度からの新しい課名という形で今、考えているところでございます。

○石亀委員 一般の市民の皆さんあるいは保護者の皆さんには、どういうふうにごPRをしていく予定ですか。

○岡本教育総務課長 今回の組織の見直しにつきましては、市長部局とあわせて、この後ホームページや広報などを通じまして、新しい課名、あと配置の再編とかもあります。それにあわせて十分周知のほうはしていきたいというふうにご考えているところでございます。以上です。

○石亀委員 周知はもちろんされていかれると思いますが、保護者の方にしろ、自分が今困ったなと思ったときにどこに行けばいいかということは、そのときになってみないとわからない方もたくさんいると思うのですが、そういった方に対する親切な案内というのですかね。その辺の体制は、皆さんの人数も大変厳しい中で、仕事が多い中でやっていらっしゃると思うのですけれども、丁寧な案内と対応をしていただけるような体制づくりもあわせて事務方のほうでも考えていただけるとありがたい

と思います。以上です。

○岡本教育総務課長 今回、課名の変更に伴いまして、教育委員会の組織も大きく変わります。その関係で人員配置につきましても、十分精査をして、人事担当のほうとの調整はしていきたいというふうに思っています。

○染谷教育部長 周知の方法ですけれども、この後、協議の中で教育委員会組織の関係する業務の見直しを行い、割り振りも変えます。そういった関係で、学校を通じて保護者の方々には新設の課名とその主な業務について周知を図るように学校と調整をさせていただきたいと思います。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

では、意見等ないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

以上で、議決事項は終わります。

○協議第1号 「教育委員会組織の見直しに伴う白井市教育委員会行政組織規則等の一部改正について」

○小林委員 次、7の協議事項についてお願いいたします。

協議第1号「教育委員会組織の見直しに伴う白井市教育委員会行政組織規則等の一部改正について」説明をお願いいたします。

○岡本教育総務課長 それでは、協議第1号になりますが、これについても、申しわけございません、説明の前に資料の訂正のほうをお願いします。資料の11ページになります。11ページの左端、課、班名等の欄になるのですけれども、生涯学習課社会教育班の下、スポーツ振興課班という形でちょっとミスプリントになります。これ正しくは生涯学習課のスポーツ振興班になります。訂正のほうお願いします。

それでは、「教育委員会組織の見直しに伴う白井市教育委員会行政組織規則等の一部改正について」ご説明をさせていただきます。

本協議につきましても、教育委員会組織見直しに合わせて実施する白井市教育委員会行政組織規則の一部改正など、関係5規則及び2規定の改正について協議をさせていただくものでございます。

それでは、裏面資料1ページをご覧ください。

1、白井市教育委員会行政組織規則の一部改正についてになります。本日は新旧対照表を資料として整えておいているところですが、実際、この後は改正案のご審議をいただく予定でございます。改正案については、現在、例規担当と検討しておりますので、ご了承いただければと思います。

説明については体制区分を中心に説明させていただきます。

資料1ページ、第13条においては、委員会の権限に属する事務を分掌するため、事務局に次の部、課を置くこととされています。

部、課の構成については、6ページ下段に改正案と現行が記載されておりますので、資料6ページをごらんください。

学校教育課は、学校政策課と教育支援課に分割し、それぞれ政策班、支援班を設置することとしま

す。また、生涯学習課に文化班を設置するとともに文化課を削除することになります。

資料2ページにお戻りください。

第15条においては、別表の1として、款の事務分掌を定めていますが、事務分掌については、後ほど文化センターの後の教育機関等含めてご説明のほうさせていただきます。第17条及び第18条については、教育センター室の廃室に伴いまして、関係条項を整理するものでございます。

資料3ページの第19条第3項については、学校教育課の名称変更に伴う改正になります。

第21条の文化センターについては、第2号、第4項に管理班を位置づけ、また第3項において文化センターは教育部に所属するとして、課相当の組織とするものでございます。

第24条第1項になりますが、文化センターを課相当としたことから、今後は課に課長（文化センターのセンター長を含む）とします。

また、第2号、第2項については、第1項との整合を図るとともに後段で教育委員会の長を置くことができると、できる規定に改正をするものでございます。

資料4ページをご覧ください。

第26条になります。下段のほうになりますが、第26条、第1項でいう課長には、文化センター長が含まれることとなりますので、第2項、第2号については、第1項との整合を図るため、所要の改正を行うものでございます。

最後に資料6ページになります。

資料6ページに附則としまして、規則の施行を平成30年4月1日とするものでございます。

続きまして、今回の組織の見直しに当たりまして、事務分掌全体についてもあわせて見直しを行いましたので、組織的に見直しがなかったか、款等においても時点修正を行ったところでございますので、各課等が所掌する事務分掌についてご説明をさせていただきますので、資料7ページになります。

教育委員会組織見直しに伴う事務分掌比較表になります。こちらをご覧くださいと思います。

まず、全体としまして、次の4点については、市長部局に準じて教育委員会でも統一をしたところでございます。

1点目になりますが、公印を所管している課、班等については、必ず公印の管理に関することという記載をしています。

二つ目については、施設の管理についてになりますが、これまで班等によっては維持管理や管理運営など、表記が異なっていたことから、今回、全て維持管理に関することという表現に見直しをしました。ただし、資料8ページになりますが、学校政策課の（12）学校の管理及び運営（ほかの課において所掌するものを除く）に関する事、こちらについては、学校施設自体の維持管理ということではないことから、変更していない状況でございます。

3点目につきましては、各班等が所管している各種協議会などを事務分掌に記載している例が散見されます。それぞれ条例等におきまして事務局を位置づけておりますので、今回、事務分掌には表記しないことで統一をしたところでございます。

4点目としまして、課の処務に関することになりますが、こちらについては、一つの課において複数の班がある場合のみ処務を担当する班に記載することとしていたところでした。

その他、文言の整理などを図っておりますが、これらについては、説明は省略をさせていただきます。

資料 7 ページをご覧ください。

教育総務課総務班につきましては、今後、教育振興基本計画の策定などが予定されていることから、(8) としまして、教育行政に係る総合的計画の策定及び推進に関することを追加したところでございます。

資料 8 ページになりますが、施設班については、文言を整理するとともに (3) としまして、教育施設の保全計画に関することを位置づけたところでございます。

学校政策課政策班については、(12) 教職員及び児童生徒の表彰に関することを位置づけるとともに (11) としまして、これまで教育総務課で行っていた学校管理用備品の整理に関することを位置づけたところでございます。

資料 9 ページ、教育支援課支援班につきましては、文言の整理のほか、教育センター室の業務を新たに位置づけるとともに、これまでも取り組んでいた食育に関すること及び外国語指導助手に関することを 11 番、12 番として位置づけを明確にするとともに、これまで教育総務課で行っていた教育指導用備品の整理に関することを 19 番として位置づけをしたところでございます。

資料 10 ページをご覧ください。

教育センター室の事務分掌が記載されておりますが、先ほどご説明したとおりそのほとんどは教育支援課指導班に位置づけておるところでございますが、(4) の国際理解教育に関すること及び(5) 情報教育に関することについては、もともと指導班にありました(1) の教育課程、学習指導及び生徒指導に関することに含まれているため、削除したところでございます。業務のほうを廃止するということではなくて、もともとある事務分掌の中に含まれているということになります。

学校給食共同調理場につきましては、主に文言の整理を行いました。

生涯学習課社会教育班につきましては、文言の整理のほか、旧(4) 社会教育委員に関することについて、社会教育委員の機能を今後、生涯学習推進委員会に位置づけることから削除しております。

また、旧(6) 社会教育施設の管理運営に関することにつきましては、11 ページになりますが、新しい事務分掌(11) から(13) と重複することから削除をするものでございます。

さらに旧の(10) 地域の情報化の推進に係る電子計算機を使用した講座の開催等に関すること及び(13) 視聴覚教育の振興に関することについては、事務量を勘案しまして削除をしたところでございます。

生涯学習課のスポーツ振興班については、文言の整理を行ったところでございます。

資料 12 ページ、生涯学習課文化班については、この度新設するもので、文化課文化班の業務の一部を引き継ぐことになっておりますので、所要な事務分掌を位置づけております。

次に、文化センターの管理班については、こちらも新設するもので、文化課文化班の業務を位置づけ、引き継ぐこととなります。

文化センターの開館班につきましては、文言の整理を行うとともに文化会館の管理運営に関することを維持管理に関することに改めたことから、(3) 自主事業に関すること及び(4) 文化会館の使用に関することを追加させていただいたところでございます。

資料の 13 ページ、図書館については、(2) として図書館の維持管理に関することを加えたことから、旧(3) 図書館の備品管理に関すること及び(13) 図書館の電子システムの管理運営に関することを削除するとともに、文言の整理を行っております。

資料14ページ、郷土、プラネタリウム班については、旧(1)郷土、プラネタリウム館の管理運営を維持管理に変更したことから、(3)から(6)までに郷土資料館及びプラネタリウム館の運営に係る業務を追加したところでございます。

最後に、資料15ページ、16ページになります。

こちらのほうは、31年度事務分掌についてになりますが、こちらは、平成30年度に規則改正をすることになりますが、まず教育総務課の学校給食センター建設準備室については、新給食センターの事業開始に伴いまして廃室とすることから、削除をするものでございます。さらに、教育支援課支援班で所管していました(10)学校給食の管理及び運営の統括に関すること及び(11)食育に関することは、新給食センターにおいて業務を行うこととなります。

次に、資料17ページからになります。

2、白井市教育委員会行政規則以外に改正する規則等になります。

こちらについては、今回、教育委員会行政組織規則を改正することに伴いまして、課、班の名称などが変更となるため、関係規則等を改正するもので、改正の方法は現在、総務課の例規担当と調整をしておるところでございますが、規則につきましては、①として教育センター室運営規則は廃止をするものでございます。

②教育委員会附属機関規則。

③白井市教職員住宅管理規則。

18ページになりますが、④の白井市小学校及び中学校の出席停止命令の手續に関する規則。

19ページになりますが、2の規程につきましては、①の白井市教育委員会処務規程。

資料24ページになります。

②白井市学校職員安全衛生管理規程につきましては、今回、記載してあるとおり、組織の見直し後の名称を各課、班の名称に合わせた整理を行うこととなります。

説明以上になります。よろしく申し上げます。

○小林委員 ありがとうございます。

教育委員会の業務の見直しや改正後の名称の変更に伴う業務の変化のところを挙げていただきましたけれども、ご質問等があるようなら申し上げます。

では、私のほうから一つ。

直接組織の見直しのこととは関係ないかもしれないのですが、前の教育センターにあって、今度は教育支援課にするというのかな、ALTの指導の問題ですけれども、他の市町村ではALTを指導するALTを置いているようなところもあるのですが、直接今は派遣会社との関係になっていると思うのですが、特にこの改正に伴ってALTに対して、そろそろ教育や指導ということで考えていることがあったら教えてください。

○吉田教育部参事 ALTにつきましては、業務委託ということで、現在もそのような形で行っていますが、今ちょうど選定に入るところですが、5年を継続して業務委託ということですので、業務委託になりますと、こちらからのALTに対しての指導等はございませんので、そのかわり委託会社との連携は今までと同じようにとっていきたいというふうに考えております。

○小林委員 はい。それに関連しまして、委託会社は継続の予定でしょうか。今、委託しているところを継続の予定でしょうか。

○吉田教育部参事 それはこれから審査に入りますので、それによって、また決定しましたらご連絡したいと思います。なお、小学校の英語が5、6年生の教科課程から、今やっている5年生、6年生の外国語活動が、3年生、4年生になりますので、それに伴いましてALTが9人おりますが、来年度から4名ふやしまして13人の対応で進めていく予定になっています。以上でございます。

○小林委員 どうもありがとうございました。

ほかに質問ございますか。

それでは、ご意見等がなければ協議第1号についてお諮りします。

協議第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、協議第1号は原案のとおり決定します。

休憩をとりたいと思います。3時10分までということで予定しています。

午後3時00分 休 憩

午後3時10分 開 議

○協議第2号 「白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針について」

○小林委員 では、会議を再開したいと思います。

続きまして、協議第2号「白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針について」説明をお願いします。

○川上生涯学習課長 協議第2号「白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針について」

白井市社会教育関係団体の認定及び支援方法等の見直しについて、別紙のとおり協議する。

裏面をご覧ください。

白井市社会教育関係団体の認定制度に係る見直し方針。

1としまして、見直しの目的。

社会教育関係団体は、社会教育法第10条で「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」と規定している。

本市の社会教育関係団体の認定制度では、公民館を利用する団体を中心に認定しています。また、他の施設を利用する、または利用しないスポーツ団体や文化、芸術団体などについては、これに準ずる団体としてきており、その区分の理由や必要性が明確となっていない。さらに各団体からは施設利用料の減免という市の支援のみを期待した認定申請となっており、本来の多種多様な社会教育関係団体の活性化に向けた育成支援としての認定制度になっていない状況であります。

市では、本年度において教育委員会の組織の見直し、生涯学習に関する附属機関の見直し及び使用料、手数料の見直しなどを行っており、社会教育関係団体の育成支援のあり方などの見直しが必要となっています。

このことから、社会教育関係団体の範囲を明らかにするとともに、育成支援方法を拡充し、かつ認定制度の事務の効率化や手続の簡素化などを図り、各団体の活性化と市民サービスの向上に資するものとします。

2として、見直しの概要。

(1) 認定団体の拡大。

認定団体及び準じる団体の区分をなくし、社会教育関係団体については、市民の皆様が学習、文化、スポーツ、また生涯学習で学んだことを社会に還元するなどの活動を通して自己実現を図り、またその活動が地域文化の向上やスポーツの振興などにつながるよう社会教育に関する活動を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行う全ての団体とする。

このうち、市に認定申請をして認定された団体を認定団体とする。

社会教育に関する活動については、技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよりよくするために行われる学習、文化、スポーツなどの活動をいうものとする。

活動例としまして、学習活動、スポーツやレクリエーションの活動、文化、芸術、芸能活動、生涯学習で学んだことを社会に還元する活動。

(2) としまして、認定要件等の明確化。

2ページにいきまして、認定対象団体としまして、社会教育関係団体の認定の対象とする団体は、以下の要件を全て備えた団体とする。

①としまして、学習、文化、スポーツなどの活動を行う人たちが自ら進んで団体をつくり、会員同士で話し合っ活動を進める団体である。

②入会希望者を広く受け入れたり、活動の成果を発表するなど、地域に活動を広める団体である。

③継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行う団体で、1年以上の活動実績がある団体である。次に認定の要件としましては、認定申請をすることができる団体は、以下の全ての事項に該当する団体とする。

①国または地方公共団体の支配に属さない。

②社会教育に関する事業を主たる目的とする団体で、次の行為をしないものとする。

ア、営利を目的とする活動。イ、特定の政党、その他政治団体の利害に関すること。ウ、公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、またこれに反対すること。エとして、特定の宗教もしくは特定の教派、宗派、教団を支持し、またはこれに反対すること。オとして、企業、学校、その他の法人の課外活動を行うものであること。カとして、その他、公序良俗に反すること。

③法人であると否とを問わないが、次の要件を備えている団体。

アとして、団体の意思を表明する代表者があり、組織が確立していること。イとして、団体としての規約があること。ウとして、団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること。エとして、団体の構成員が6名以上であること。オとして、代表者及び構成員の半数以上が白井市在住、在勤または在学であること。カとして、団体の主たる活動の場及び活動の拠点である事務所並びに連絡先が白井市内にあること。キとして、18歳以下の者が3分の2以上を占める団体は、複数の成人の育成者または指導者がいること。クとして、広く一般に入会の機会を設けていること。

(3) としまして、支援方法の拡充。

①施設使用料の減免。②施設の優先利用。③広報誌への掲載。

3ページに移りまして、④として、行事等の後援。⑤行事等のポスター提出。

(4) 認定の有効期間。

認定の有効期間は、認定基準日（毎年6月1日、また12月1日）から2年間とする。

認定団体は、毎年度の事業報告書及び次年度の事業計画書等を提出するものとする。

(5) 認定事務の軽減と効率化。

認定申請は、毎年6カ月ごとに区切って受理し、審査の上、認定する。

審査は項目チェックシートにより行い、不備等がない限り認定する。

なお、認定結果については、白井市生涯学習推進委員会に報告し、了承を得るものとする。

(6) 施設利用等の簡素化

認定した場合は、認定番号を付した認定証を交付し、施設を利用する際はこれを提示する。

各施設には、認定番号を付した認定団体一覧表を配布し、受付処理を活用する。

3としまして、実施スケジュール。

(1) 認定制度の決定につきましては、平成30年1月。

(2) 認定制度の周知につきましては、平成30年2月。

(3) 認定申請の受付開始が、平成30年4月から。

(4) 認定団体の決定につきましては、平成30年6月、または12月。

参考としまして、4ページのほうについては、認定団体につきましては、107。主な団体をこちらに列挙してあります。

準ずる団体306。それも主な団体をこちらのほうに掲載してあります。

次の資料1としまして、今ある社会教育団体の認定に関する規程になりまして、最後に資料2としてチェックシートがございます。以上です。

○小林委員 ありがとうございます。

協議第2号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

それでは、私からですけれども、いつもセンターとかを利用して、要するに使用料が半減になる団体と、普通ならない団体の区別があると思うのですけれども、そういう観点からいった場合、ここでいう認定団体というのは、わかりやすく言うかどうかという団体になりますか。

○川上課長 認定対象団体というものにつきましては、先ほど申しましたけれども、裏面のほうの見直し方針の2ページ目の一番上には、対象団体ですか、そちらのほうでも列挙されておりますとおり、このような形で学習や文化、スポーツなどの活動を行っている人たち、あとは入会希望者を広く受け入れたり、活動の成果を発表するなど、地域の活動を広める団体だとか、また活動について言えば、1年以上活動の実績がある団体ということになります。

○小林委員 ということは、その条件を満たせば、今まで例えばつくって1年ぐらいの団体がこの申請をすれば、この使用料が半減するということになるのでしょうか。

○川上生涯学習課長 はい。次の認定の要件そのものを満たしている部分と、あとは一番後ろにありますチェックシートのほうで審査基準ありますので、そちらのほうを満たした部分ということ考えております。

○小林委員 はい。わかりました。

ほかに質問ございますか。

○井上教育長 質問ではないのですけれども、意見というか、私の考えですけれども、この認定に関しては、最も難しいというのは、団体の名称だけでは、もちろん申請書の中でこの活動内容を審査するわけですけれども、名称が表す意味合いと実際の何というのでしょうか、スムーズじゃないと感じられる場合のものも結構多くて、それを今、小林委員が心配されたように他団体とかから見て、どう

してなのだとかになったときに、すぐにこういう団体ですということが、明確にできるような資料であるとか、認識であるとか、そこが最も重要だと思えるのです。ここの参考にも現段階での認定団体、準じる団体とがありますけれども、この名称だけでは、これが社会教育団体なのかというのがちょっとわかりづらいものも結構ありますよね。ですので、そういうところが、これはこうこうこうで、生涯学習等に関して、社会教育に関する団体なのですよというところが、やっぱりはっきりするような運営をしていかないといけないなど。名称だけだとわかりづらいところがあるかなと思いますので、内容もわかるように、説明したりするときには必要になってくるかなと。今回は参考として出されていますからこれで結構だと思いますけれども、今後そういうことが大事になってくるかなと思っています。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

それでは、ご意見等なければ、協議第2号についてお諮りします。

協議第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、協議第2号は原案のとおり決定します。

○協議第3号 「白井市学校体育施設開放事業に係る見直し方針について」

○小林委員 続きまして、協議第3号「白井市学校体育施設開放事業に係る見直し方針について」説明をお願いします。

○川上生涯学習課長 1枚目の議案書の3行目になりますが、学校体育施設開放の放が抜けていますので修正をお願いします。申しわけございません。

協議第3号「白井市学校体育施設開放事業に係る見直し方針について」。学校体育施設開放利用団体の登録及び利用許可等の見直しについて、別紙のとおり協議する。

裏面をご覧ください。

白井市学校体育施設開放事業に係る見直し方針。

1としまして、見直しの目的。

学校体育施設開放については、スポーツ基本法第13条で「公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障がない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。」と規定している。

本市では、学校体育施設開放事業として、小中学校の体育施設を地域に解放し、地域住民に継続的にスポーツ・レクリエーション活動の場を提供し、地域活動の活性化やスポーツ団体の育成を図ることにより、市民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興などを図っていきます。

市では、今年度において、教育委員会の組織の見直し及び生涯学習に関する附属機関の見直しなどを行っていること及び今後、多くの団体が利用できるようにするとともに、適切な体育施設の利用となるよう、学校体育施設開放に係る制度の見直しが必要となっております。

このことから、運営にかかわる連絡調整の場を設けるとともに、登録・利用許可制度の事務の効率化などを図り、機能的で効率的な制度とするものであります。

2としまして、見直しの概要。

(1) 連絡調整を行う場の設置。

学校体育施設開放事業が円滑に行われるよう体育施設の開放に当たり、学校との連絡調整を行う場として、白井市学校体育施設開放連絡調整会議を設ける。

会議の構成は、各学校の体育施設開放に係る教職員及び市教育委員会の職員とし、必要により利用者代表の出席を求めるものとします。

会議の開催は、市教育委員会が招集し、年2回の定例会及び必要に応じ臨時会を開催する。これ年2回になっていますけれども、今、年1回に検討中でございます。

(2) 利用団体の登録要件。

登録申請をすることができる団体は、スポーツ、レクリエーション活動を目的とした団体で、以下の要件を全て備えた団体とする。

①市内に在住、在勤、在学する者で構成された10人以上の団体。②団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的、継続的に活動を行っている団体。③指導総括を行う成人の責任者がいる団体。④アマチュア活動を目的としている団体。⑤営利を目的としない団体。

(3) 利用団体の登録の有効期間。

登録の有効期間は、登録基準日（毎年4月1日、または10月1日）から6カ月間とする。先ほどの年1回、こちらのほうについても、年1回で同じく検討中でございます。

(4) 利用団体の登録、使用許可事務の軽減と効率化。

①登録申請は、年2回期間を定めて受理し、審査の上、登録する。審査は項目チェックシートにより行い、不備等がない限り登録する。なお、登録結果については白井市スポーツ推進委員会に報告する。②使用の許可は、白井市学校体育施設開放連絡調整会議の意見を聞いて許可する。

3、実施スケジュール。

(1) 制度の見直し決定につきまして、平成30年1月。

(2) 制度変更の周知。平成30年2月から。

(3) 登録申請の受付開始及び業務の登録団体受付につきましては、先ほど言ったように今、年2回から年1回に検討していますので、前期の部分で、(3)につきましては、平成30年2月から、(4)の決定につきましては、平成30年3月からというふうになるということで、今、調整しております。

そして、3ページ目のほうにつきましては、参考としまして現在の認定団体の状況を提示しております。

4ページ、5ページにつきましては、資料1で開放に関する規則を提示しておりまして、資料2につきましては、開放利用者の遵守事項ということで掲示しております。以上です。

○小林委員 ありがとうございます。

協議第3号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

私からですけれども、先ほど年2回の調整会議ですね、定例は1回にして、あとは臨時で、そのほうが機能的だという案だったのですか。

○川上生涯学習課長 こちらのほうでは、年に1回というふうに定例会を考えておりますけれども、今、課内で調整しまして、年1回の定例会で納得している最中でございます。

○小林委員 わかりました。

ほかにもございますか。

では、ご意見等なければ協議第3号についてお諮りします。

協議第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○小林委員 それでは、協議第3号は原案のとおり決定します。

以上で協議事項を終わりました。8の報告事項に移ります。

○報告第1号 「平成29年度教育費補正予算（第3回）について」

○小林委員 報告第1号「平成29年度教育費補正予算（第3回）について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第1号「平成29年度教育費補正予算（第3回）について」ご説明をさせていただきます。

本案は、前回平成29年11月7日の教育委員会議定例会においてご審議いただきました補正額が確定したことから、報告するものでございます。

裏面資料1ページから2ページをご覧ください。

こちらについては、今回教育部各課から総務部財政課に予算を要求した教育部各課の補正予算の概要になります。

内容につきましては、前回説明させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

予算額については、財政課との協議の結果、全て了承されたところでございますので、1ページの一般会計歳出につきましては、9件で総額2,302万7,000円の増。

2ページの債務負担行為補正が1件で、2万円の増でございます。

本補正予算においては、平成29年度白井市一般会計補正予算第4号としまして、12月6日に開催されました文教民生常任委員会において審議いただいたところでありまして、この後は、12月18日に開催される白井市議会定例会本会議において討論される予定でございます。以上になります。

○小林委員 ありがとうございます。

報告第1号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

では、これは前回出ましたことの確定したという報告ですので、特に質問はないとは思いますが、この報告第1号については、終わりにしたいと思います。

○報告第2号 「平成29年度教育費追加補正予算について（七次台小学校図書室増築及び校舎一部改修工事）」

○小林委員 続きまして、「平成29年度教育費追加補正予算について（七次台小学校図書室増築及び校舎一部改修工事）」について説明をお願いいたします。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第2号「平成29年度教育費追加補正予算について（七次台小学校図書室増築及び校舎一部改修工事）」についてご説明をさせていただきます。

本案につきましては、現在開催されております平成29年第4回市議会定例会に追加提案した教育費の補正予算について報告をするものでございます。

始めに、今回追加補正予算の提案に至った経緯からご説明をさせていただきます。

資料の4ページをご覧ください。

七次台小学校図書館増築、校舎一部改修工事の前倒しについて。

こちらについては、今回補正予算の追加提案に先立って審議会に報告した資料になります。

七次台小学校につきましては、児童数の増加に伴い、平成31年度から教室数に不足が生じることから、平成30年度に文部科学省所管である公立学校施設整備費国庫負担金を活用して、事業の実施を予定していたところでございます。

このたび、県を通じ、平成30年度事業により予定していた七次台小学校図書室増築・校舎一部改修事業について、文部科学省から平成29年度公立学校施設整備費国庫負担金の対象事業として前倒しによる実施の打診があったことから、今回は前倒しで実施することにしたものでございます。

経緯といたしましては、11月16日に県から連絡がありまして、平成29年度の公立学校施設整備費国庫負担金の予算に残額が出る見込みとなったことから、前倒しで事業が行えないか打診がありまして、市としましても前倒しは可能ということ、また負担金上乘せなどのメリットもあることから、事業の申請をすることとしたものでございます。

今回事業申請を前倒しすることによりまして、工事請負契約については、本年度中に締結する必要があることから、事業費の歳出予算及び負担金の歳入予算を今年度12月議会において補正予算として計上したところでございます。

なお、工事につきましては、今回上程する予算を繰り越しまして、平成30年度に実施する予定ということでございます。

資料1ページにお戻りいただきたいと思っております。

今回、一般会計の歳出につきましては、1ページ上段になりますが、小学校施設改修等に要する経費で、1億2,903万5,000円の増になります。

歳入としましては、公立学校施設整備費国庫負担金が、1,937万5,000円の増。公共施設整備保全基金繰入金が、2,456万円の増及び教育債で8,510万円の増ということになっております。

本来であれば予算の計上については、事前に教育委員会議のほうにご説明をさせていただくべきところでございますが、今ご説明させていただいたとおり時間的余裕がなかったということで、今回、ご報告のほうをさせていただくことでございます。

本追加補正予算におきましては、平成29年度白井市一般会計補正予算（第5号）としまして、先ほどと同様に、12月6日に開催されました文教民生常任委員会においてご審議をいただいたところでありまして、この後、12月18日に開催される白井市議会定例会本会議において討論、採決される予定でございます。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

報告第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○井上教育長 私の提案ですので、ちょっと私が質問するのはあれですけども、一般的なことで、補助金というのは、具体的にはいつ頃、例年だと国から入ってくるのでしょうか。

○岡本教育総務課長 今回の平成29年度の補助については、今、申請業務が終わったところで、予定としては今月中に内示が出るというようなことを聞いております。事業が終わった後に確定申請という形で、事業費に対する補助額が固まった時点で交付金という形でいただくような形になりますので、30年度になろうかと思っております。予算については、今回補正したものを30年度にそのまま増額を繰り越すような形になりますので、お金の受け取るというのは、30年度の事業終了後という形に

なろうかと思えます。

○井上教育長 大体そういうのは、事業が終了した後に出てくるというのが、補助金の形なのでしょうか。

○岡本教育総務課長 今回は、施設整備に関する国庫負担金になりますので、今の段階では、予定として申請はしておりますけれども、終了の段階で工事費が確定した時点で再度申請の金額を報告して、それに対する国からの交付金という形になろうかと思えます。

○染谷教育部長 ちょっと詳しくいいですか。今回は、29年度予算のところで予算は組みましたけれども、予算そのもの、事業そのものも次年度に繰り越すという手順をやります。ですから、契約自体は本年度中に契約をしますが、事業は来年度実施ということで、来年度末、2月、3月ぐらいの予定で、事業の活動は予定しています。国のほうの補助申請については、既に申請をして、内示は年度内にあります。これは年度事業ですので、3月末、年度内にやります。その後、市としては国に対して事業の繰り越しということで申請をして、その内示のいただいた金額については、事業の完了後いただくという手順になります。

○井上教育長 すごく素人的な質問ですけれども、完了後ということは、例えば市がお金を払う前に来るのか、払ってから来るのかという、そこをちょっと聞きたいのですけれども。

○染谷教育部長 市としては、先に事業費の支出はします。その後入ってくるような形になります。これは補助金に限らず、一般財源ではそのまま市で出しますけれども、そのほかの財源、起債なんかも事業が完了した後、確定額をもって補助金を差し引いた分で補助対象額の起債申請しますから、それは来年度、または来年度以降の起債の収入というふうになってきます。

○井上教育長 はい。わかりました。

○小林委員 そのほかご質問ございますか。

では、質問がないようですので、報告第2号については終わりにいたします。

○報告第3号 「西白井複合センターにおける駐車場の整備について」

○小林委員 続きまして、報告第3号「西白井複合センターにおける駐車場の整備について」説明をお願いします。

○川上生涯学習課長 報告第3号ですけれども、裏面をご覧ください。訂正があります。。駐輪場の表の下ですけれども、②となっているものを①、歩行者の歩を入れていただければ。①が抜けています。②を①に変えていただいて、歩行者専用の出入り口の設置に訂正をさせていただきます。

報告第3号「西白井複合センターにおける駐車場の整備について」。

白井市教育委員会は、西白井複合センターに新たな駐車場の整備内容等について報告します。

裏面をご覧ください。

西白井複合センター駐車場の整備概要ということで、西白井複合センターにおいては、駐車スペースが少なく、慢性的に不足しています。

また、清水口保育園の保護者の送迎に一時利用されており、路上駐車等で近隣住民への安全面にも問題が生じている状況です。

そのため、前庭（旧ゲートボール場）を新たに駐車場に整備するものです。

期間につきましては、12月の下旬から3月中旬。

整備図面につきましては、一番後ろについているA3の図面のとおりになります。

主な整備内容につきましては、駐車場のほうにつきまして、普通自動車用が現在10台から30台。軽自動車用は2台から0台。障がい者用が1台から2台。合計13台から32台。

駐輪場につきましては、1カ所から2カ所ということになります。

一番後ろの平面図を見ていただきながら。

①としまして、歩行者専用の出入り口を設置するということになります。これは、新たに今までの出入り口の左側になるかと思えます。カラー舗装のところ、前面の道路の歩道に出られるような形になります。

②としまして、新設駐車場の一部を保育園送迎優先として利用するにつきましては、新たにこちらの右側の旧ゲートボール場のほう24とあります。そちらの一部に表示案しまして、保育園の送迎優先というようなことで考えております。

③としまして、新設駐車場側に専用の出入り口。こちらにつきましては、建物の右側になります、出口と表示してあります。あくまでも出入り口じゃなくて出口専用にさせます。今まであったところについては出入りは自由ですけれども、新たなどころについては出口専用ということで考えております。

4番としまして、利用者が歩いて新設駐車場側から安全に玄関に来られるように、一部カラー舗装とポストフレックス、四、五十センチのプラスチックでできた通路を確保するために建物の横にポストフレックス新設11基というふうに書いてあってございます。こちらのほうと、あとは歩道のところをカラー舗装でというふうに考えております。

⑤としましては、車の急発進による飛び込み防止のために施設等新設駐車場のところにガードパイプ、ガードレールではないのですけれども、パイプで80センチくらいですか、そちらのものを設置する予定でおります。

⑥としましては、新設駐車場に街灯を2基、新たな駐車場側のイチョウの木があるのですけれども、中央より上の所と、あとは建物の下のところで1基、2基を用意しております。

駐輪場の増設につきましては、今ある建物の右上ですか、表示として駐輪場ということです。今、既設としましては、既存の建物の左側の歩道側のほうにあります。あと表示はしておりませんが、桜の木伐採を、これはどうしても出口の部分の所で桜の木を2本。これはどうしても出口によって支障がありますので、そちらのほうを切らしていただくというように考えております。

説明のほうは以上です。

○小林委員 はい。ありがとうございました。

報告第3号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

私からですけれども、先ほど出口だけするということですが、そうすると今までの駐車場から桜のほうに矢印で一方通行のようですが、ここは左側からは出られるわけですが、そこは一方通行じゃないのですね。

○川上生涯学習課長 左側ももともとある駐車場の出入り口についてはこれまでどおり出入り自由となります。

○小林委員 ちょうどこの建物のところ。狭いところをね。

○川上生涯学習課長 はい、そうです。建物から新たに設置する駐車場側のほうについては、一方通

行の矢印、このままになります。

○小林委員 ここは一方通行ですよ。

○川上生涯学習課長 はい。

○小林委員 そこは一方通行になるわけですね。そうすると、今までの駐車場の範囲では自由に出ることはできるけれども、新しい駐車場のほうに行った場合には、もう出るだけということになるわけですね。

○川上生涯学習課長 はい。出口のところの部分で、要は歩道のところにも花壇等ありますので、そちらのほうもある程度、市道を十分確保するために花壇の撤去だとか、そういうものを考えております。

○小林委員 はい。わかりました。

ほかにご質問ございますか。

それでは、質問ないようですので、報告第3号については終わりにします。

○報告第4号 「大山口中学校の新図書室の名称の決定及び教育委員会内部の内覧会の実施について」

○小林委員 続きまして、報告第4号「大山口中学校の新図書室の名称の決定及び教育委員会内部の内覧会の実施について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第4号「大山口中学校の新図書室の名称の決定及び教育委員会内部の内覧会の実施について」ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、今年度、大山口中学校において工事を進めていた新図書室棟が完成し、名称が決定されたこととございます。また、新図書室棟の内覧会も実施することとしましたので、あわせて報告をさせていただくものでございます。

裏面をご覧ください。

大山口中学校の新図書室の名称については、「言の葉館」でございます。

大山口中学校の新図書室の名称につきましては、学校において決定していただくことをお願いしていたところですが、学校では生徒への名称募集、図書委員による一次選考、教員による最終選考を経て決定されたものでございます。

名称の「コトノハ」という言葉についてですが、こちらのほうは、現在、大山口中学校の図書室日より「コトノハ通信」等において生徒の皆さんに親しまれているということでございます。

次に、新図書室棟の内覧会についてになりますが、次回教育委員会議の開催日、平成30年1月9日、火曜日の午後1時からも予定しておりますので、ご案内をこの後させていただくような形で考えております。以上になります。

○小林委員 報告第4号について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○川嶋委員 質問するほどではないかもしれないのですが、各小中学校の図書室というのは、このように通称、愛称のような名前がついているのですか。

○岡本教育総務課長 ほかの学校では、ついていないということだそうでございます。

○川嶋委員 では、つけ足して、次、七次台小学校が今度新設されるときには、やっぱりこのように子供たちが名前をつける機会があるというような感じで受けとめてよろしいですか。

○岡本教育総務課長 今回と同様という形で考えているところでございます。以上でございます。

○小林委員 ほかにございますか。

それでは、質問ないようですので、報告第4号については終わります。

報告第5号 「学校施設の長寿命化計画の策定について」

○小林委員 続きまして、報告第5号「学校施設の長寿命化計画の策定について」説明をお願いします。

岡本課長。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第5号「学校施設の長寿命化計画の策定について」ご説明をさせていただきます。

本案については、市公共施設等総合管理計画に基づきまして、学校施設の長寿命化計画を策定することになったので、ご報告をするものでございます。

裏面をご覧ください。

教育委員会においては、文部科学省の指針及び市公共施設等総合管理計画に基づきまして、学校施設の学校施設の長寿命化計画を平成31年度中に策定することとしまして、その前段の業務としまして公共施設等の劣化度調査を平成30年度に実施することとしたものでございます。

計画策定までの準備としましては、30年度早々になります。一級建築士4人による計画策定調査プロジェクトチームを立ち上げまして、劣化度調査を実施します。劣化度調査としましては、まずは構造躯体の健全性調査として、鉄筋コンクリート造の学校教育施設と、あと市内の公共施設も同様にやりますが、ワンフロアにつき3本ぐらいコンクリートを抜いて、圧縮試験、中性化試験などを外部委託をして行うこと。

また、プロジェクトメンバーの一級建築士により劣化状況評価を屋根であるとか屋上、外壁、内部仕上げ等の部分を目視で評価をするような形の劣化度調査を行います。

劣化度調査終了後については、計画策定業務として資料2ページになりますが、平成31年の2月ごろから計画策定業務に取りかかりまして、学校施設の長寿命化計画については、平成31年中の策定を予定しているところでございます。以上になります。

○小林委員 報告第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

では、質問がないようですので、報告第5号については終わります。

○報告第6号 「白井第二小学校小規模特認校について」

○小林委員 続きまして、報告第6号「白井第二小学校小規模特認校について」説明をお願いします。

○吉田教育部参事 それでは、報告第6号、白井第二小学校の小規模特認校制度の実施に係る進捗状況について、別紙のとおり報告させていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

市の教育委員会では、本年8月の定例の教育委員会議において、小規模特認校指定に向けた実施概要とスケジュール等について、9月には、通学区域の特例に関する事項や小規模特認校指定実施要綱等についてそれぞれ協議を行い、11月に決定をしたところです。

この間、9月には、附属機関である通学区域審議会へ諮問いたしまして、10月に同審議会から適

当である旨の答申をいただいております。

また、9月には市の校長会、10月には市のPTA連絡協議会、市の会長さんたちの会議でそれぞれ説明をさせていただきました。10月と11月には、地区の説明会を2回実施したところです。

今後の予定につきましては、12月15日の市の広報紙、それから市のホームページにより、制度の周知及び入学・転入学の募集を行います。

さらに、12月の中旬には、平成30年度の新入学予定者へ入学通知書を送付しますので、その際、募集要項等を同封して、保護者の皆様に周知をする予定です。

就学手続きに関しましては、12月から来年の3月にかけて行い、平成30年4月からの入学を予定しております。

2番の地区説明会ですが、11月12日の日曜日、午前10時から2回目の説明会を白井第二小学校で開催いたしました。2回目につきましては、次のページをめくっていただきまして、4行目から説明いたします。

市の全地域を対象に開催いたしまして、来年度入学する児童を対象に市内の幼稚園、保育園を通して保護者の方々へ案内文を送付するとともに、広報しろいや市ホームページ、また学校のホームページにより周知を行いまして、2回目の説明会は、27名の皆様にご出席をいただきました。

説明会の中では、小規模特認校制度の概要、実施に係る取り扱いやスケジュール、白井第二小学校における特色ある教育活動等について説明をしたところです。

出席された皆様からご質問で、バス等の通学手段や登下校の時間、学童保育所の整備、PTAの役員について、白井第二小学校の特色などについてご質問をいただきましたが、制度の実施に関しては、特に反対のご意見等もなく、ご賛同いただいていると感じております。

3番、制度の周知の方法について。

今年度は、市及び白井第二小学校のホームページへの掲載、市の広報紙への掲載を行うとともに、来年度就学予定者への就学案内の送付や市役所を初め西白井複合センターなどの出先機関などへのポスターの掲示等により広報をしております。

就学案内については、別添資料3ページ、4ページにあるとおりです。なお、発送につきましては、12月20日の水曜日を予定しております。

その他ですが、学童クラブにつきましては、保育課の担当ではございますが、平成31年の4月、学童保育をスタートする予定です。その中で放課後子ども教室、現在、毎週木曜日に行っていますが、その放課後子ども教室と連携をとりながら進めていきたいと。例えば、学童につきましては、第二小学校の向かって昇降口左側のところに教室があるのですが、そこを学童にします。放課後子ども教室は、一番、1階の端ですね、奥のところの図書室を使って行っておりますので、毎週木曜日には、学童の子供たちが図書室に行って、放課後子ども教室の子供たちと一緒に活動すると。一応5時までやっておりますので、それ以降は、また学童の子供たちは自分たちのところに戻ってきて活動を続けるような形で進めるような形に、まだはっきりしていませんが、一応そのような予定です。

3ページと4ページの就学案内を各公民センター等、出先機関に置かせていただくのですが、その際、ポスターをご覧ください。

これを張らせていただきまして、その下にこの要綱等も置きまして、今年度につきましては、周知をするような形でやってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○小林委員 ありがとうございます。

報告第6号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

では、特に質問はないようですので、報告第6号について終わります。

○報告第7号 「「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づく補助金の見直しについて」

○小林委員 続きまして、報告第7号「「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づく補助金の見直しについて」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 こちらのほうの説明の前に、資料の訂正を1カ所お願いします。

資料1ページになります。1、補助金の見直しの結果欄のうちの教育委員会分、廃止0件となっておりますが、申しわけございません1件の間違いでございます。訂正のほうをお願いします。

では、議案に戻っていただきまして、報告第7号「「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づく補助金の見直しについて」ご説明をさせていただきます。

本案については、「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づきまして実施した補助金の見直し結果のうち、教育委員会所管の補助費について報告をさせていただくものでございます。

資料1ページ、別紙をご覧ください。

市では、本年8月に歳出の抑制を目的として補助金の見直しに当たり、全庁的に統一した方針である「白井市補助金のあり方の基本方針」を策定しまして、その後、行政経営改革課が関係課とヒアリングを実施し、このたび補助金の見直し結果がまとまったところから報告をさせていただくものでございます。

1、補助金の見直し結果としましては、教育委員会分として廃止が1件、見直しが8件、継続が11件ということで、トータルで20件の補助金がございます。

補助金の見直しに伴う対応になりますが、平成29年度中に廃止、見直しする補助金については、30年度予算に反映させることということで、先ほど議案の第2号でご説明をさせていただいた教育資金利子補給金の交付要綱も、これに伴う変更になります。

今後のスケジュールになりますが、今回の見直しにつきましては、30年4月から始まるわけですが、この見直しについては、次回が平成34年度の見直しの予定でございます。それまでには補助金の見直しスケジュールのとおり、それぞれの補助金については見直しを実施していくということでございまして、資料1と資料2にそれぞれ廃止、または見直しをする補助金、資料2が継続する補助金ということでございますので、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。資料1につきましては、教育委員会に関係するものは、まず4番があります。あとは12番から19番、継続する資料2については、2枚目の24番から34番までが教育委員会部局の関係の補助金となります。こちらのほうも目を通していただければと思います。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

報告第7号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○岡本教育総務課長 済みません、一応今回廃止1件という形で先ほどご報告させていただきましたが、廃止につきましては、先ほど言いました4番、白井市子どもワンパク大会事業補助金、こちらのほうが廃止ということでございます。そのほかについては、見直しの上、継続、または現状のまま継

続するものという形になっているところがございます。以上でございます。

○小林委員 では質問がないようですので、報告第7号については終わります。

○報告第8号 「白井市行政経営改革実施計画の策定について」

○小林委員 続きまして、報告第8号「白井市行政経営改革実施計画の策定について」説明をお願いします。

岡本課長。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第8号「白井市行政経営改革実施計画の策定について」ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、白井市行政経営改革実施計画（案）が決定されたことから報告をさせていただきます。

裏面資料1ページをご覧ください。

白井市行政経営指針は、第5次総合計画を下支えし、将来を見通した持続可能な行政運営を推進するための基本的な指針であり、今回策定する白井市行政経営改革実施計画は、市の行政経営改革を着実に推進していくため、白井市行政経営指針に基づき具体的な取り組みの内容、時期、目標を明確にするための計画になっております。

資料1ページから2ページには、行政経営指針の三つの基本方針を記載させていただきました。

また、資料2ページには、計画期間としまして、今回策定する行政経営改革実施計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間ということでございます。

取組項目におきましては、行政経営指針の38の取組を達成するため、さらに具体的な52の取組を位置づけたところがございます。

それぞれの取組項目につきましては、資料として計画案の一部抜粋をつけております。そちらのほうをごらんいただければと思います。

最後になりますが、今回、行政経営改革課がまとめた白井市行政経営改革実施計画（案）については、現在、広く市民から意見聴取を行うため、12月1日から22日までを期間としまして、パブリックコメントを実施しているところがございます。説明以上になります。

○小林委員 ありがとうございます。

報告第8号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

では、質問がないようですので、報告第8号について終わります。

非公開案件

○報告第9号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

○小林委員 以上で、本日の議決事項、協議事項及び報告事項に係る議事については終了しましたので、これ以降の進行については、井上教育長をお願いいたします。

○井上教育長 小林委員には、議事の進行ありがとうございます。

これより私が会議のほうを進行いたします。

○その他

○井上教育長 9、その他。

その他で何かありましたらお願いします。

○岡本教育総務課長 これから各課の行事予定の資料を配らせていただきます。こちらについては、各課から行事予定をご説明させていただけばと思います。

12月になりますが、本日が定例の教育委員会議になります。

その後、18日には市議会のほうが閉会される予定でございます。

1月については、9日なのですけれども、先ほどご説明をさせていただいたとおり、定例教育委員会議の前に大山口中学校の新図書室の内覧会のほうも予定をしているところがございますので、時間のほうについては、この後また詳細決まってから、ご報告のほう、ご案内のほうさせていただく予定でございます。

1月23日になりますが、こちらにつきましては、先日メールのほうで調整をさせていただいたところなのですけれども、教育委員協議会を1月23日に開催させていただきたいと思います。時間については10時から事務事業の点検評価のほうをしていただくような予定でございます。

教育総務課からは以上になります。

○川上生涯学習課長 生涯学習課のほうです。

12月3日に印旛郡市の駅伝競走大会がありました。結果としまして、一般の部につきましては、3位。中学校男子につきましては、大山口中が第2位でございました。

7日、8日につきましては、立春式のほう、石亀委員さん、高倉委員さんのほうに出席していただきました。明日、南山中学校につきましては、小林委員さんのほうに出席のほうよろしく願います。

1月に入りまして、7日、日曜日には成人式ですか。

18日、白井中の立春式のほうは、川嶋委員さんのほうによろしく願いたいと思います。

1月19日、七次台中学校につきましては、井上教育長のほうお願いします。

あと、結果としてなのですけれども、12月1日、ウエイトリフティングの世界選手権大会がアメリカでありました。そこで白井市出身の安藤美希子さんが女子の58キロ級で、総合では4位だったのですけれども、クリーンアンドジャックのほうで2位ということで、銀メダルを獲得しまして、5日、6日、市長のほうに表敬訪問、報告のほうにまいりました。今も暮れから正月にかけては韓国で練習をやっていらして、2月に入りまして日本に帰国する予定であります。生涯学習課のほうは以上です。

○井上教育長 続いて文化課。

○山本文化課長 文化課のほうは、今月2日、文化祭の授賞式、ご出席ありがとうございました。無事何とか、自分のお粗末な進行のほうで、来年度はもっと十分考えていきたいと思います。

1月に入りまして、後半ですけれども、27日、午前中になりますけれども、11時から文化財防火デー。本来、文化財防火デーというのは、1月の26日なのですが、白井の場合土曜日にやろうということで、27日。こちらは平塚の鳥見神社本殿のほうで開催します。

同じ27日、こちら2時から主催事業のオカリナの演奏会、大ホールのほうであります。こちらの防火デーとオカリナ演奏会については、1月の教育委員会議でパンフレット等詳細なものをお配りして、ご都合がつけばというご案内をさせていただくつもりでございます。以上です。

○井上教育長 では、各課からありがとうございました。

この日程につきまして、何かありますでしょうか。

○川嶋委員 毎年P連の家庭教育の講演会にご招待いただいていたのですが、今年はないですか。前は交通事故を想定した、その前は和太鼓ということで、毎年委員として参加、招待いただいて、お手紙を会長さんからいただいてということであったのですね。今、私の地区の会長もなかなか人数が集まらないということで、相当苦勞されているみたいなのですが、全然定員に満たないような。いい先生を招致したようなので、もう少し教育委員会でも周知、後押ししてあげてほしいなというふうに思いますし、会長さんたち相当苦勞しているので、お願いしたいと思います。私たちの招待は構いませんけれども。

○井上教育長 川上課長。

○川上生涯学習課長 今週の土曜日。

○川嶋委員 16日の土曜日です。

○川上生涯学習課長 16日、土曜日に清水口小学校体育館で11時30分から1時までを予定しております、その辺につきましては、再度P連のほうに確認をさせていただきます。

○石亀委員 P連でどうしたいかを決めていたのですよね。

○川嶋委員 どうだったのでしょうかね。毎年早々にお手紙をお名前でもいただいて、ぜひというところでいただいていたところで、参加しますというふうをお願いして。

○石亀委員 毎年というわけではなくて……。

○井上教育長 挙手しないでどうぞ。

○石亀委員 はい。

○川上生涯学習課長 済みません、私のほうで招待状をいただいたのは、市長と教育長と教育部長、教育部参事への招待状。

○井上教育長 単純に忘れたのかもしれないけれどもね。

○川嶋委員 招待されていないのだったらいいのです。問題ないです。

○井上教育長 ただ今まで例年ずっとされてきて、今年にしないということになると、単純に忘れたか、意図あってしなかったか、どちらかしかないのだよね。

○川嶋委員 一応、出席は、毎年小林委員と私、委員になってから、1年目からずっと一緒に、あと教育長という感じで、3人は出席しては、でも、会長さん変わられたから、そういう趣旨とか。

○石亀委員 内容によって、せっかくだからというような、特に大きな決まりごとはなかったと思いますよね。

○川上生涯学習課長 前は岡本安代さん、鹿児島出身の子供が5人いらして、子育てとかその辺も含めてということで、聞いております。

○井上教育長 だから、どっちかしかないのだよね、忘れたか、生涯学習課に言えば全部に言ってくれると思ったか、今回は出さないようにしようと思ったか、そのぐらいの理由しかないのですよ。

○川嶋委員 代表者でいいと決めたかもしれないですよね。

○川上生涯学習課長 ちょっとその辺は再確認させていただきまして、もし何かあれば再度、委員の皆様のほうに連絡をさせていただくように考えております。

○井上教育長 出られるか出られないかは別として、出てもらうようにP連には動いてもらったほうがいいですからね。

○川嶋委員 出席したほうがいいのかというふうに思っていて、一応、保護者として各学校で配られていますから、参加しようかと思ったのですけれども、招待いただけるのかしらと思って、先行申し込みをしていなくてというところで、ちょっと気にはずっとなっていました。済みません。

○井上教育長 どうぞ。

○石亀委員 私は招待いただいても出席できないので、先に言うておきます。

○井上教育長 それとは別で、できないならできないでいいです。

○岡本教育総務課長 日程の関係でもう1点なのですけれども、一応2月2日、こちらのほうもメールで調整をさせていただいてあったと思うのですが、総合教育会議を2月2日に開催する予定でございます。時間については、午前10時からということになります。詳細については、また後ほどお知らせをさせていただきたいと思います。

○井上教育長 この日程につきまして、ほかに。

○川嶋委員 文科省で行われる協議会のことって、メールでお答えしてそれっきりなのですが、それはどういう感じなのですか。もし自分だけしか行かないとかだったらちょっと不安なのですが。2月16日なののですけれども。

○岡本教育総務課長 いただいたテーマ、分科会については、そのとおり今、申し込みをしているところだそうです。参加の内容、可否についてはこれからと。

○川嶋委員 みんな行かれますか。欠席委員さんっていたのですか。

○石亀委員 全員出席して出していますか。

○岡本教育総務課長 全員出席で申し込みをしております。

○川嶋委員 じゃあ行きましょう。

○石亀委員 行けないかもしれないけれどもという。先のことなのでちょっとわからないので。

○岡本教育総務課長 申請はしていて、この後また向こうのほうから参加の可否については、お知らせがあると思いますので、それについては、またお知らせをさせていただくような形でやらせていただきたいと思います。

○井上教育長 よろしいですか。

ほかに日程については。よろしいですか。

では、日程以外でありますか。

○井上教育長 その他でまだほかにございますでしょうか。

僕から最後にあるのですけれども 今日、資料の訂正が、たまたまだけれども、重なって多かったので、十分精査して提案のほうよろしく願います。

ほかにありますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。

次回は、1月9日火曜日、午後2時からでございます。

次回の議事の進行については、川嶋委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

本日はお疲れさまでした。

午後 4 時 分閉会